

パブリックコメントで提出された意見に対する対応

	意見	理由	県の考え方
第4章1(2) 適正処理推進のための監視、指導等			
	<p>PCB廃棄物の移動については、奈良県及び保健所設置市である奈良市が適正な監視・指導をするとあるが、規制強化するものではなく、柔軟な対応が可能であるような体制に整備されることを要望する。</p>	<p>PCB廃棄物は有害物質であり、適正な移動(収集、運搬)を行わねばならない。よって、大企業はもとより、中小企業においてはPCB廃棄物の処理コストは基金により低減されるが、処理施設までの移動が大きな負担となり、円滑な処理推進を妨げる。</p>	<p>PCBは有害なものであり、一定程度の規制は必要なものと考ええる。</p> <p>なお、現在、基金による負担軽減の対象は、中小事業者保管のPCB処理についてのみである。</p>
第4章1(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入			
	<p>処理の優先順位を検討するとあるが、早期処理の事業者と処理順位が遅い事業者とでは、保管コストが大きく異なり、不公平感が生じる。よって、処理施設側の受入が可能であれば、事業者の判断にて、処理を実施できるように要望する。</p>	<p>PCB廃棄物広域処理施設への計画的な搬入に当たって、奈良県が保管事業者の規模やその他の状況を踏まえて、処理の優先順位を決定するとあるが、事業者側においても保管コストの低減や最適な支出時期を見極め、処理したい等の考えがあるため、優先順位は絶対的なものにではなく、目安として設定すべきである。</p>	<p>各事業者により状況が異なることから、ご意見を受け、基本的には事業者と環境事業団との調整によることとする。</p>
<p>第4章1 奈良県の役割</p> <p>第5章1 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理</p>			
	<p>蛍光灯安定器等のPCB汚染物処理について、保管事業者の負担軽減や</p>	<p>第2章で蛍光灯安定器等のPCB汚染物の処理については、環境省が広域処理体制の整備を進めて</p>	<p>全国的な規模で実施されている事業であり、県独自</p>

<p>不法投棄による環境リスク低減を考慮した奈良県としての主体的な取り組み内容を記載して欲しい。</p> <p>また、現在国大で取り上げられている微量PCB混入問題の対象機器についても同様であり、環境リスクと機器所有者の負担とのバランスを考えた国への働きかけ等を望む。</p>	<p>いるところであると記載されているが、これを受けた奈良県の対応が記載されておらず、奈良県のスタンスが分からない。PCB廃棄物は、法により処理期限が定められているため、早期処理が望ましく、何らかの方向性を示して欲しい。</p> <p>また、微量PCB混入問題の対象機器については、汚染範囲が広く、適正な保管を継続することは、機器所有者の負担を増大させ、その結果、不法投棄等の環境汚染に繋がる恐れがあるため、早急な処理方策等の策定を望む。</p>	<p>の対応は困難と考える。</p> <p>(要望)</p>
--	---	--------------------------------